【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条 第1項第2号に掲げる書類】

事業	自	平成33年6月1日	法人コード	A001685
年度	至	平成34年5月31日		公益社団法人全国ビルメンテ ナンス協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会		
設立登記日(注)	平成23年6月1日		
法人の目的	全な育成等の事 めるとともに建築	・ テナンスに関する技術の向上及び知識の普及、並びにビルメンテナンス業の健業を行うことによって、建築物における衛生的で快適で安全な環境の確保に努物機能の最適化を図り、もって公衆衛生の維持、公共の安全、事故及び災害の向上に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
土たる事務所の所在場所	東京都	荒川区西日暮里5丁目12番5号	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	て、一般社団法ノ上の社員とする。 2. 代議員は、正ができる。 4. 代議員員とは、正ができる。 4. 代議員員選挙に た、代議員員選挙に た。代ことでする。 7. 補欠の代議員	府県協会ごとに概ね正会員30社につき1名の割合で選出される代議員をもっ人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律48号。以下「法人法」という。) 道府県協会ごとに行われる正会員による代議員選挙によって選出する。会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することにおいて、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。は、2年に1度、6月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙後直近の了直後から2年後の定時社員総会の終結の時までとする。 十た場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する。 「の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。	
社員の数(公益社団法人のみ)	96)		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計		収入の額	費用の額
第2 校刊の口間		559,631,208 円	624,714,475 円
収入>費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄~③欄の合計額)			79.7 %
1	公益実施費用額		624,714,475 円
2	収益等実施費用額		115,504,994 円
3	管理運営費用額		43,611,666 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受け	0 Ш	うち個人から	0円
た財産の額	0円	うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	3,784 円
-------------	---------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

次立姑	936.704.673 円	負債額	192,264,875 円
資産額	930,704,073	正味財産額	744,439,798 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	624,714,475 円
遊休財産額	467,741,007 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益	目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)	318,749,219 円
1	公益目的増減差額	28,331,533 円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	290,417,686 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	11,125,000 円
(うち、退職手当の額)	0円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。